

問い合わせ先
警備救難部刑事課
専門官 関田
03-3591-6361 (内線 5403)
03-3581-7946 (夜間直通)
警備救難部救難課
海浜事故対策官 上之段
03-3591-6361 (内線 5902)
03-3581-2828 (夜間直通)
交 通 部安全課
課長補佐 戸ノ崎
03-3591-6361 (内線 6302)
03-3591-2776 (夜間直通)

(速報)

平成19年9月7日
海上保安庁

マリレジャー活動に係る夏季安全推進活動の実施結果等について

プレジャーボート等の海難船舶隻数は271隻、昨年に比べ37隻の増
マリレジャーに伴う海浜事故者数は400人、昨年に比べ2人の減
プレジャーボート等の乗船者のライフジャケット着用率は59パーセント
磯釣り者等のライフジャケット着用率は47パーセント
プレジャーボート等9,920隻に対して現場指導
遵守事項違反2隻、警告375件、検挙587件

プレジャーボート等とは、プレジャーボート(モーターボート、ヨット、水上オートバイ等)及び遊漁船をいう。

マリレジャーに伴う海浜事故とは、遊泳中、釣り中、磯遊び中、スキューバダイビング中、サーフィン中等に伴う海浜事故をいう。

海上保安庁では、「海で安全に楽しく遊ぶために ~大切な命を自分で守る~」をテーマとして、マリレジャー活動に係る夏季安全推進期間(7/14(土)~9/2(日)まで)を設け、安全推進活動を実施しました。

その内容は次のとおりです。

1. 実施結果

期間中、全国の海上保安部署の海上保安官が、各地のマリーナ、釣具店等3,011箇所を訪問し、リーフレット等を活用して自己救命策確保の重要性を周知しました。

また、小中学生等の若年齢層を対象とした海上安全教室等を全国242箇所(参加者総数25,112人)で開催し、遊泳中の注意事項等について指導を行い、海上での安全意識を深めてもらいました。

さらに、本期間中、マリレジャー拠点周辺海域において、巡視船艇延べ7,694隻、航空機延べ495機によりプレジャーボート等計9,920隻に対して自己救命策の確保及び遵守事項(救命胴衣着用義務、酒酔い等操縦禁止、危険操縦禁止等)に関する現場指導等を実施しました。

2. 海難、人身事故発生状況

プレジャーボート等の海難船舶隻数は271隻で昨年に比べ37隻増、これに伴う死者・行方不明者数は7人で昨年に比べ1人増でした。

船舶の用途別では、モーターボート145隻、水上オートバイ56隻、ヨット28隻、遊漁船22隻、ゴムボート等20隻の順となっており、海難種類別では、衝突67隻、機関故障54隻、運航阻害（バッテリー過放電、燃料欠乏等）42隻、乗揚げ40隻、推進器・舵障害26隻の順となっています。

マリンレジャーに伴う海浜事故者数は400人で昨年に比べ2人減、これに伴う死者・行方不明者数は122人で、昨年に比べ23人減でした。

この内訳は、遊泳中230人（死者・行方不明者数68人）、磯遊び中37人（死者・行方不明者数22人）、釣り中24人（死者・行方不明者数14人）、サーフィン中24人（死者・行方不明者数0人）、スキューバダイビング中15人（死者・行方不明者数5人）等となっています。

特に、事故者数が最も多い遊泳中の事故を見ると、18歳以下の若年齢層による事故者は33%に当たる77人（死者・行方不明者数15人）となっています。また、飲酒を伴う遊泳中の事故者は12%に当たる27人（死者・行方不明者数18人）であり、飲酒を伴う遊泳事故の死亡率は63%と高い割合となっています。

（別添：夏季安全推進期間における事故発生状況参照）

3. 自己救命策確保状況調査 [()は19年GW安全推進旬間との比較]

海上保安官が現場指導等により、ライフジャケット着用状況の調査を実施したところ、その着用率は、プレジャーボート等の乗船者（キャビン内にある者を除く。）59%（2ポイント増）、磯場等で釣りを行っていた者47%（11ポイント減）、岸壁・防波堤で釣りを行っていた者18%（6ポイント増）でした。

防水パック入り携帯電話等の所持率は、プレジャーボート等の乗船者17%（4ポイント増）、磯場、岸壁・防波堤で釣りをしていた者16%（10ポイント増）であり、また、マリンレジャー愛好者、海事関係者の118番認知率は72%（6ポイント増）でした。

これらの結果を踏まえて、引き続き、効果的な安全推進活動を実施していきます。

4. プレジャーボート等に対する遵守事項違反等の状況

船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する遵守事項の内、救命胴衣着用義務違反を認められた2隻については、同法に基づき遵守事項違反通知書を交付し関係運輸局に通知しました。

また、無免許、定員超過、書類不備などの海事関係法令違反の内、警告指導にとどめたもの375件、検挙したものの587件でした。

参考

自己救命策事事故例

- ・ライフジャケットの常時着用
- ・防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保
- ・118番の有効活用)

1【自己救命策3つの基本で無事救助】

平成19年8月8日、男性1名が乗組むシーカヤックが遊走中、横波を受け転覆しました。乗艇者は海中転落しましたが、ライフジャケットを着用していたことから、浮力を確保することができました。 同人は海中からシーカヤックに乗艇することができなかったことから、防水機能付携帯電話により118番に通報し、巡視艇に救助されました。

同人はシーカヤックの愛好家で、乗艇する際には常にライフジャケットを着用、防水機能付携帯電話を所持し連絡手段を常に確保していたことから、救助要請が可能となり早期の救助に結びつきました。

2【ライフジャケット着用により、長時間の漂流後に無事生還】

平成19年8月7日、ヨットが漂着しているのが発見されました。調査の結果、乗船者1名が海中転落したものと判断し、巡視船艇、航空機により付近海域の捜索活動を開始しました。

翌朝、引き続き捜索中のところ、ヨット乗組員は、約18時間もの長時間にわたり海上を漂流中、航行中の客船により救助されました。

ヨット乗組員は航行中に誤って海中転落したものでしたが、ライフジャケットを着用していたため、長時間にわたり浮力を確保することができ、無事に生還することができました。

本件は無事に生還した事例ですが、もし防水パック入り携帯電話等を所持しており、早期に118番通報ができていれば、短時間で救助することができたと思われます。

ライフジャケットの着用だけでなく、「自己救命策3つの基本」を常に心がけましょう。

夏季安全推進期間における事故発生状況

(平成18年:7/14~9/2、平成19年:7/14~9/2)

1 プレジャーボート等の船舶海難

(単位:隻・()は人)

船舶の用途	年	平成18年 確定値	平成19年 速報値
モーターボート		138 (3)	145 (5)
ヨット		22 (1)	28 (1)
水上オートバイ		55 (2)	56 (1)
遊漁船		13	22
その他(シーカヤック、ゴムボート等)		6	20
合 計		234 (6)	271 (7)

注 1) ()内は死者・行方不明者数で再掲

2 人身事故

(単位:人)

船舶の用途	年	平成18年 確定値	平成19年 速報値
プレジャーボート 等の乗船者の人 身事故	海中転落	11 (6)	18 (4)
	負傷	19	41
	病気	7 (1)	4 (1)
	中毒	0	0
	その他	5 (3)	2 (1)
	小 計	42 (10)	65 (6)
マリンレジャーに 伴う海浜事故	遊泳中	261 (107)	230 (68)
	磯遊び中	33 (16)	37 (22)
	釣り中	32 (10)	24 (14)
	サーフィン中	18 (5)	24
	ボートセーリング中	5 (1)	7
	スキューバダイビング中	8 (1)	15 (5)
	ウェイクボード中	7	11 (1)
	その他	38 (5)	52 (12)
	小 計	402 (145)	400 (122)
合 計	444 (155)	465 (128)	

注 1) 「プレジャーボート等の乗船者の人身事故」とは、船舶海難以外の事由により発生したプレジャーボート及び遊漁船の乗船者の事故をいう

注 2) ()内は死者・行方不明者数で再掲

安全推進活動実施状況



海水浴場パトロール



海上からの海水浴場パトロール



プレジャーボートに対する安全指導



岸壁の釣人に対する安全指導



ローカルキッズ安全講習



マリーナでの安全講習会



一日船長による啓発活動



若年齢層に対する安全講習会